

# 「学校いじめ防止基本方針」

2019. 4. 3

神戸市立千代が丘小学校

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

## いじめの基本認識

（「いじめ対応マニュアル 改訂版」兵庫県教育委員会）

- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## いじめの態様

### 《分類》

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる→脅迫、名誉毀損、侮辱
- ・仲間はずれ、集団による無視→※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする→暴行
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする→暴行、傷害
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする→窃盗、器物損害
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする→強要、強制わいせつ
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる→脅迫、名誉毀損、侮辱

## **いじめ防止等に向けての学校が実施する施策**

- (1) 学校防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止策等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - ①いじめの未然防止へ向けて
  - ②いじめ防止に向けての年間計画
  - ③いじめの早期発見に向けて
  - ④いじめの早期対応に向けて

### **1. いじめの未然防止に向けて**

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という認識をもち、“いじめを許さない子供”に育てることを大切にする。いじめをする児童の背景には、欲求不満、劣等感、不安など様々な要因がある。また、いじめを許してしまう児童の背景には、他者への無関心、自己中心的な考え、違うものを排他的にとらえることなどが挙げられる。

それでは“いじめを許さない子供”を育てるには、どうしたらいいのか。

- (1) いじめに対する教師のアンテナを高くする
  - いじめに対する教師の感覚を磨く。
  - 本校では、教師が毎朝児童を教室で迎えるようにしている。(スポーツ活動や挨拶運動で抜ける場合は除く)朝の児童の姿から多くの情報を得ることができる。
  - 児童と1日1回は遊んだり、話したりすることを推奨している。ともに遊んだり話したりする中で、教師と児童との人間関係の構築ができたり、教室の中だけでは分からない児童同士の人間関係が見えてきたりする。
- (2) 学級集団づくり
  - 「すすんで学ぶ子 やさしい子 みんなでいっしょにがんばる子」を教育目標に掲げ、「自ら考え、みんなで伸びる子を育てる」を重点目標にして全職員で共通理解して進めている。違いを認め合い、お互いに助け合う仲間づくりに力を注ぐ。その第一歩が、「聞ける集団」に育てることであると捉えている。しっかりと聞いてくれる仲間がいるから発表できる。また、しっかりと聞いてくれたから発表してよかったと実感できる。
  - 研修では1学期に自分の学級集団づくりの方針を示し、夏休みにその成果と課題を明らかにするようにしている。

学級集団を高めるための多くの引き出しを身に付け、実践できるようにする。
- (3) 豊かな心を育てる
  - 人権教育の充実を図り、重点教材を選定し、系統立てた人権感覚育成プランを作成する。

国語、社会の重点教材を通して、豊かな感性を育み、世の中の矛盾や不合理を見抜く力を身に付けることをねらいとする。
  - 道徳教育の充実を図り、規範意識を育み、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てる。

## 2. いじめ防止に向けての年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学級づくり 学習規律づくり											
早期発見に向けた取組			仲間づくりアンケート									仲間づくりアンケート
学校における職員行事	職員会議で共通理解			夏季研修 前期学校自己評価							後期学校自己評価	次年度計画策定

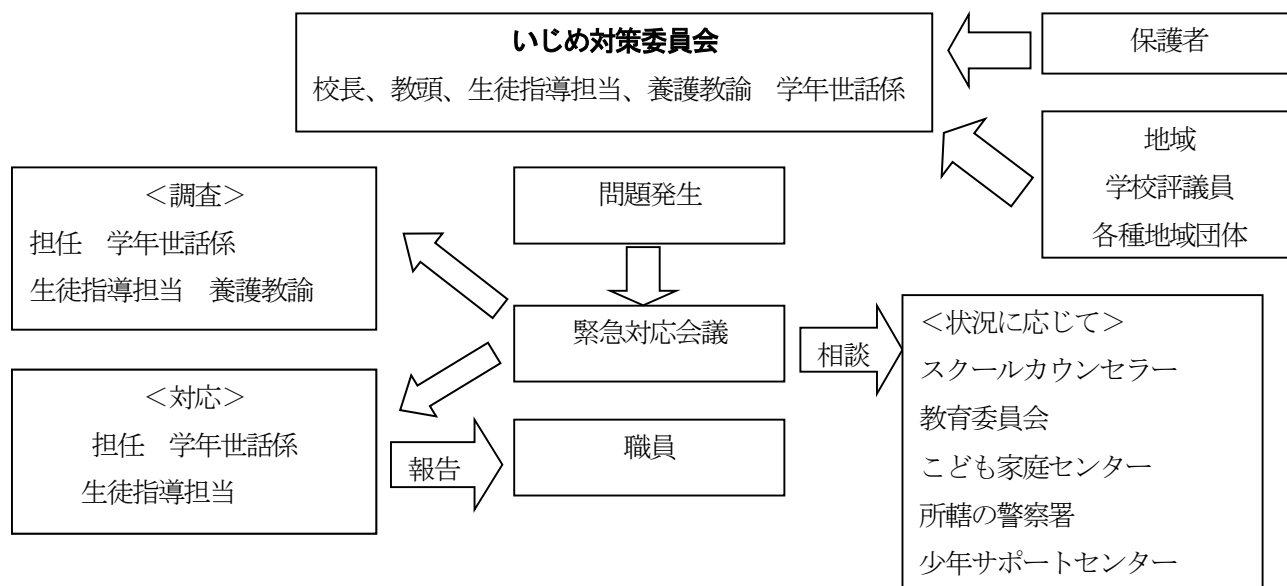
## 3. いじめの早期発見に向けて

- (1) 教師の気づきと感性を磨く。児童の服装、持ち物、ノートの文字、授業中の態度から児童の心の状態を見抜く。
- (2) 日常的に担任と児童とが気軽に話し合える雰囲気をつくることで、何気ない会話から子供の人間関係や問題を捉える。
- (3) 児童がいるところには、必ず教職員がいることを原則とし、児童だけになる場面をつくらない。
- (4) 日記指導を通して、子供の思いや悩み、ちょっとした表現から心の変化を見抜く。
- (5) 些細なことでも管理職、生徒指導、学年担任など報告・連絡・相談を密に行う。
- (6) 問題行動について指導したことを生徒指導連絡メモにして残す。
- (7) 職員会議で生徒指導連絡を行い、問題行動や気になる児童を全職員で共通理解する場をもつ。
- (8) 6月、11月、2月の年3回いじめアンケートの実施（仲間づくりアンケート）をして、出てきた事案の指導を行う。指導した事案については必ず双方の保護者へ指導の経過を連絡する。アンケートはすべて集約し、記録として残す。
- (9) 見守り隊などの地域の方からの情報で、児童の動きを知る。そのためには、普段から地域との繋がりを大切にし、協力を得やすい雰囲気をつくる。

## 4. いじめの早期対応に向けて

- (1) まずいじめられた児童の保護を第一に考える。「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」といういじめ3原則を貫く教師の真剣で強い姿勢を示す。  
いじめは人を傷つけることであり、絶対許さないという教師の強い姿勢を示す。  
いじめられる側にも理由があるという考え方は徹底的につぶす。
- (2) いやがらせや、ひやかしや、からかいの言動が見られたら、見つけたものがその場で指導する。場合によっては複数で対応し、担任にきちんと連絡し、担任がきちんと指導する。
- (3) 保護者や、児童から相談を受けたら、必ずその日のうちに指導し、指導の結果を家庭訪問で伝える。電話では伝わりにくいニュアンスも家庭訪問であれば伝わる。いじめ解決に向けての早期対応はスピードが大切。
- (4) 連絡帳で、保護者から相談や、連絡が届いたら、その返事は連絡帳に書かず、電話か家庭訪問です。そこで事実を確認し、きちんと時系列に沿って記録に残す。指導する際にもメモの係をつけ指導の経過を記録する。
- (6) 指導した事案については必ず双方に指導の経過を報告する。家庭訪問で伝えることを原則とする。

### いじめ対応組織



### まとめ

今回策定した本校の「学校いじめ防止基本方針」は、全職員で共通理解し、「組織的に」「発達段階を見渡して体系的に」「児童・家庭・地域を巻き込むかたちで」「子供を守り、育てていける学校づくり」を推進していくことで、「いじめを許さない、見逃さない」学校づくりの実現を目指していきたい。